

令和4年度

田辺市地域福祉計画策定・推進委員会

令和5年2月21日

# 田辺市における地域福祉計画の推進

～誰ひとり取り残されない「地域共生社会の実現」を目指して～



武庫川女子大学 文学部

心理・社会福祉学科

まつのhana

松端 克文

## 2. 地域福祉計画の目標

### 誰一人取り残されない

- 私たちの暮らしは、令和2（2020）年初頭に国内での感染が初めて確認された新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、様々な困難が生じています。
- そうした生活上の様々な困難を、その人やその家族・世帯の問題とするのではなく、誰一人取り残されることがない社会を目指して、地域として取り組んでいくことが求められます。

### 地域共生社会の実現

- 私たちの地域には、様々な住民が生活しています。そうした多様な住民の誰もが、人としての尊厳が尊重され、生きがいや役割を持って暮らしていける地域にしていかなければなりません。
- そのためにも国の政策で推進されている「包括的支援体制」を構築していくために、より精力的に取り組んでいく必要があります。

### 自治と協働に基づく地域づくり

- 人口減少・少子高齢化が進展し、今後、本市の地域福祉を取り巻く環境においてもこれまで以上に厳しい状況が予測されます。
- それだけに、本市で暮らし、働き、活動している住民や各種の機関・団体、企業などが「協働」し、「私たちのことは私たちで考え、行動していく」というように自治的に地域づくりを進めていく必要があります。

## 1. 地域福祉計画の理念

誰一人取り残されない「地域共生社会の実現」を目指して  
—自治と協働に基づく暮らしやすい地域づくり—

## 目 標

- 誰一人取り残されない
- 地域共生社会の実現
- 自治と協働に基づく地域づくり

### 方 策

1. 包括的な相談支援体制の構築
2. 地域づくり・地域におけるネットワークづくりの推進
3. 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の包括化
4. 成年後見制度の利用促進
5. 福祉を支えるひとづくり
6. 福祉のまちづくりの展開
7. 地域を基盤とした防災活動の推進

# おせっかいと福祉...

困っている人の役に立ちたい

「この子らを世の光に！」

利他的で内発的な  
(内面から湧き出てくる)  
想いや意思  
パッション(passion:情熱・受難)  
とミッション(mission:使命)



**贈与**



**交換**

協同 / 協働 / 共同  
ネットワーク

生活していくうえで困難な状況に置かれている人

人たち(属性による集合性)

地理的(エリア的)な集合性

地方政府  
・首長  
・行政  
・議会  
**地方自治**  
**ガバナンス**  
**政策**

地域住民  
**贈与**  
助け合い・支え合い  
信頼と自治  
共同性 ~ 公共性  
**互酬**

内発的なフェーズ	個人による援助(ボランティアな活動)	相互扶助・地域づくりの活動
専門的なフェーズ	相談援助(狭義のソーシャルワーク)	コミュニティオーガナイズング
政策的なフェーズ	事業としての福祉サービスの提供	コミュニティ政策

公的な法制度(社会保障・社会福祉・保健医療・労働・住宅・教育...) (資料:松端作成)

# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

## 支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

## すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

## 地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

## すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



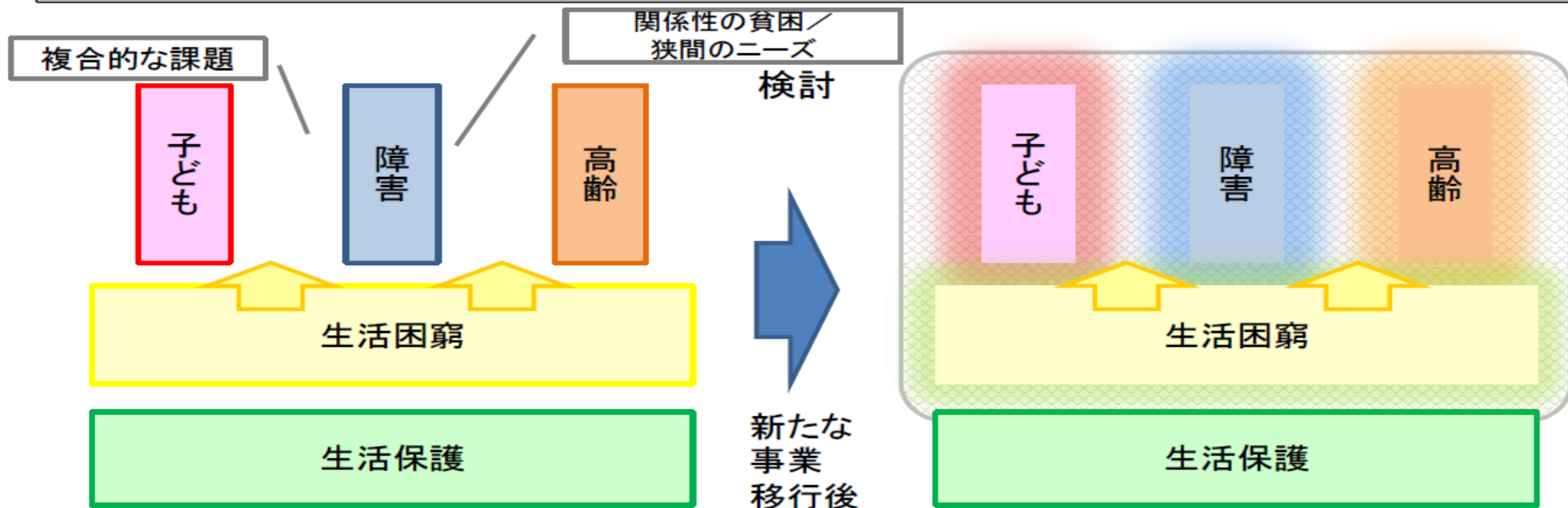
交通



(資料:厚生労働省)

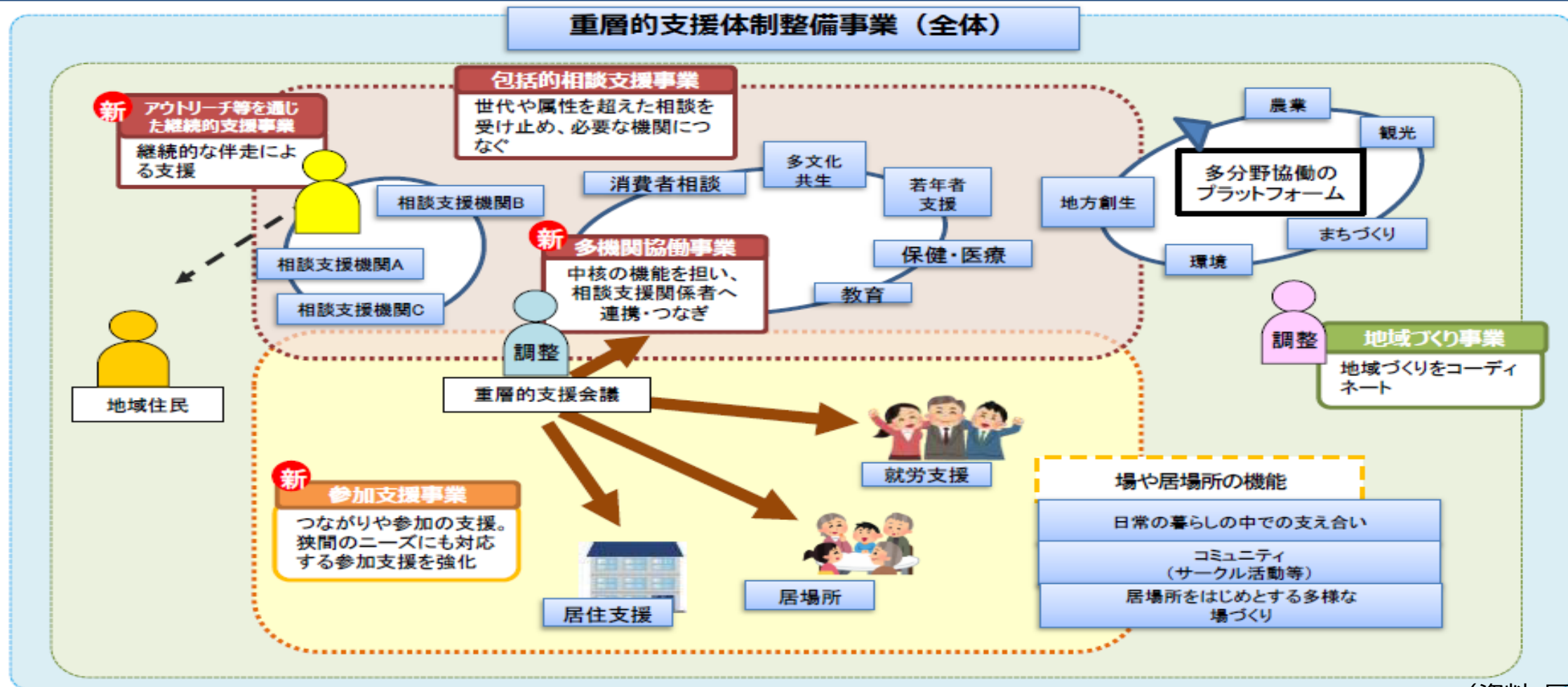
# 重層的支援体制整備事業の各分野の支援に対する意義

- 市町村全体の支援関係機関で「断らない包括的な伴走体制」を構築できるようにする。  
※新しい「窓口」をつくるものではない
  - すべての住民を対象に
  - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
  - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ支援」「参加支援」の機能を強化
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、複合化・複雑化した課題を抱える方に寄り添うためには、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携に基づく市町村全体の伴走支援体制を構築する必要がある。
- また支援関係機関全体で包括的な支援に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



# 重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等**を通じた**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



# 支援会議と重層的支援会議の違いについて

## 支援会議（第106条の6）

- 支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。
- 支援会議の構成員の役割は、次のとおり。
  - ・ 気になる事案の情報提供・情報共有
  - ・ 見守りと支援方針の理解
  - ・ 緊急性がある事案への対応
- 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。

## 重層的支援会議

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。
- 具体的には、主に次の4つの役割を果たすものである。
  - ・ プランの適切性の協議
  - ・ 支援提供者によるプランの共有
  - ・ プラン終結時等の評価
  - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

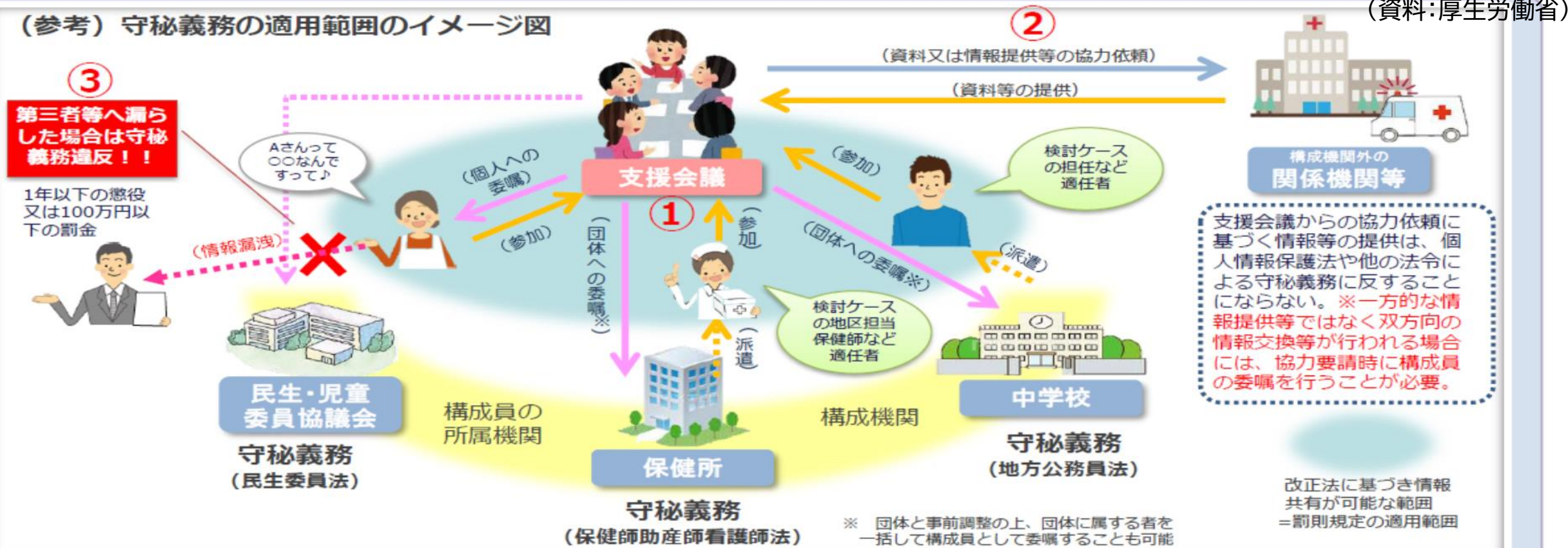


# 支援会議における守秘義務の適用範囲

- ① 改正法では、重層的支援体制整備事業に関わる関係者間の情報の共有及び支援体制の検討を行う会議を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務をかけることで本人の同意がとれないケースであっても、必要に応じて地域における課題を抱える住民に関する情報共有を行えるようにした。**
- ② また、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために情報の交換等を行う必要がある場合は、**関係機関等に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能になる。**
- ③ なお、支援会議の構成員は正当な理由なく、支援会議の中で共有された課題を抱える地域住民に関する個人情報等を支援会議の外へ漏れいさせるなど**守秘義務に違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されることになる。**

※ なお、支援会議においても、地方税法第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている**税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要。**

(参考) 守秘義務の適用範囲のイメージ図



# 地域福祉を推進していくうえでの社会福祉施設・事業所の役割

高齢化率の高い市町村ほど、年金給付や医療機関受診によって社会保障を通じて「所得」のウエイトが高くなり、結果として、サービス業においては医療・介護といった公共サービス業への特化が進んでいるものと考えられる。

これらの地域では、高齢者の消費が地域の小売業を支えていることになる。このようにして、社会保障が地域の産業構造を形づくっているのである。

総務省の「都市機能の立地状況」によれば、

- ・ 専門的な医療が必要と紹介された患者に医療を提供することができる 地域医療支援病院が、当該市町村に立地する割合が80%以上になるのは自治体の人口が20万人以上
- ・ 重症の患者に対して高度な医療を提供することができる 救命救急センターは人口25万人以上となる。

…病院数や医師数がゼロになった市町村の存在

人口減少によって一定の需要規模がなくなってしまうと、サービス供給が行われなくなり、産業そのものが成り立たなくなってしまう。

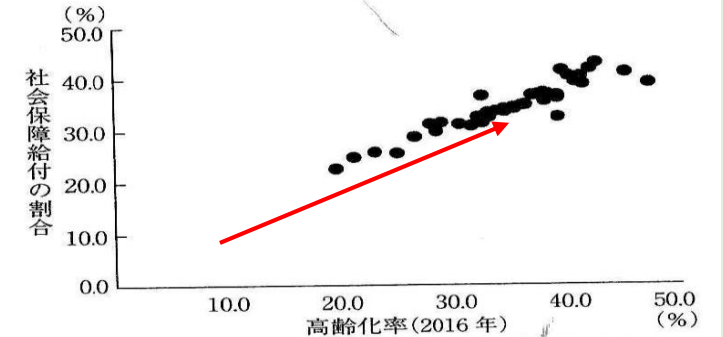
介護分野については、小規模の自治体でもサービス供給は存在している。

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、人口4000人以上
- ・ 通所、短期入所介護事業は、人口8000人以上の人口規模になるとその自治体に立地する割合が80%以上となる。

公共サービス業の中でも医療や教育が成り立たなくなるほど人口減少が進んだ状態は、地域衰退が止まらなくなる「臨界面」であるといえる。

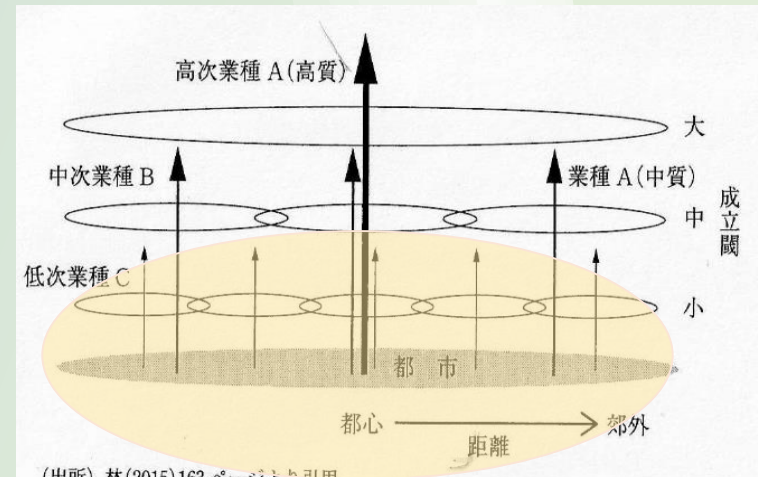
生活条件が厳しい地域ほど、福祉施設・事業所の存在がサービス提供以上の大きな意味（地域のインフラとしての意味）を持つようになる。

⇒社会福祉施設を基点として地域福祉の展開（「交換」＋「贈与」へ）



(出所)「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」および「平成28年度市町村民経済計算(熊本県)」より作成。  
(注) 横軸は高齢化率、縦軸は「家計所得」に占める社会保障給付の割合。

図3-5 熊本県内市町村における高齢化率と「家計所得」に占める社会保障給付の割合



(出所) 林(2015)163ページより引用。

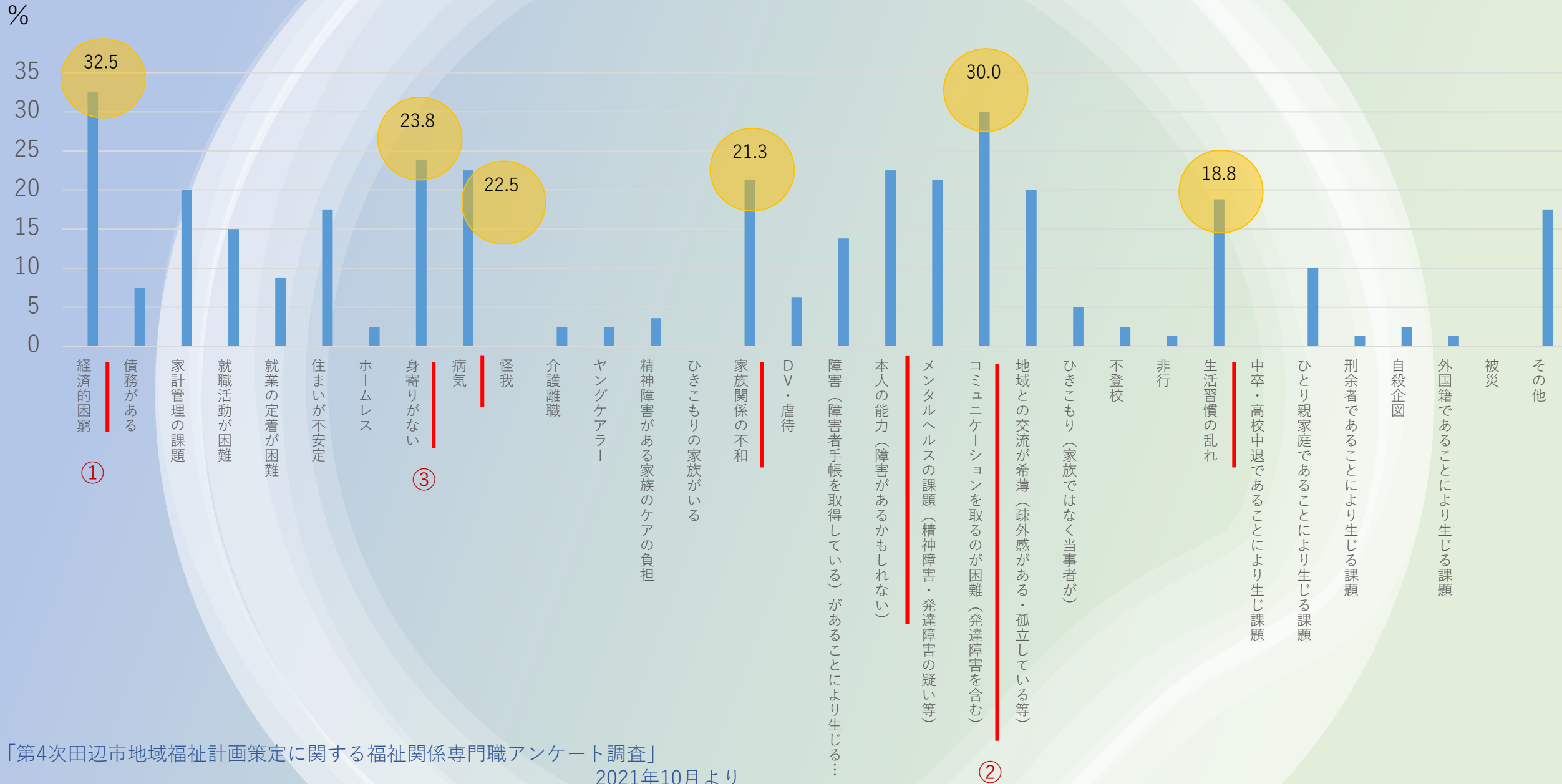
図3-6 サービス業の成立閾

成立閾：財・サービスを提供する施設の立地にとって必要な最小限の需要量（人口）  
成立閾が大きい…高次業種  
成立閾が小さい…提示業種

(宮崎雅人(2021)『地方衰退』岩波新書より)

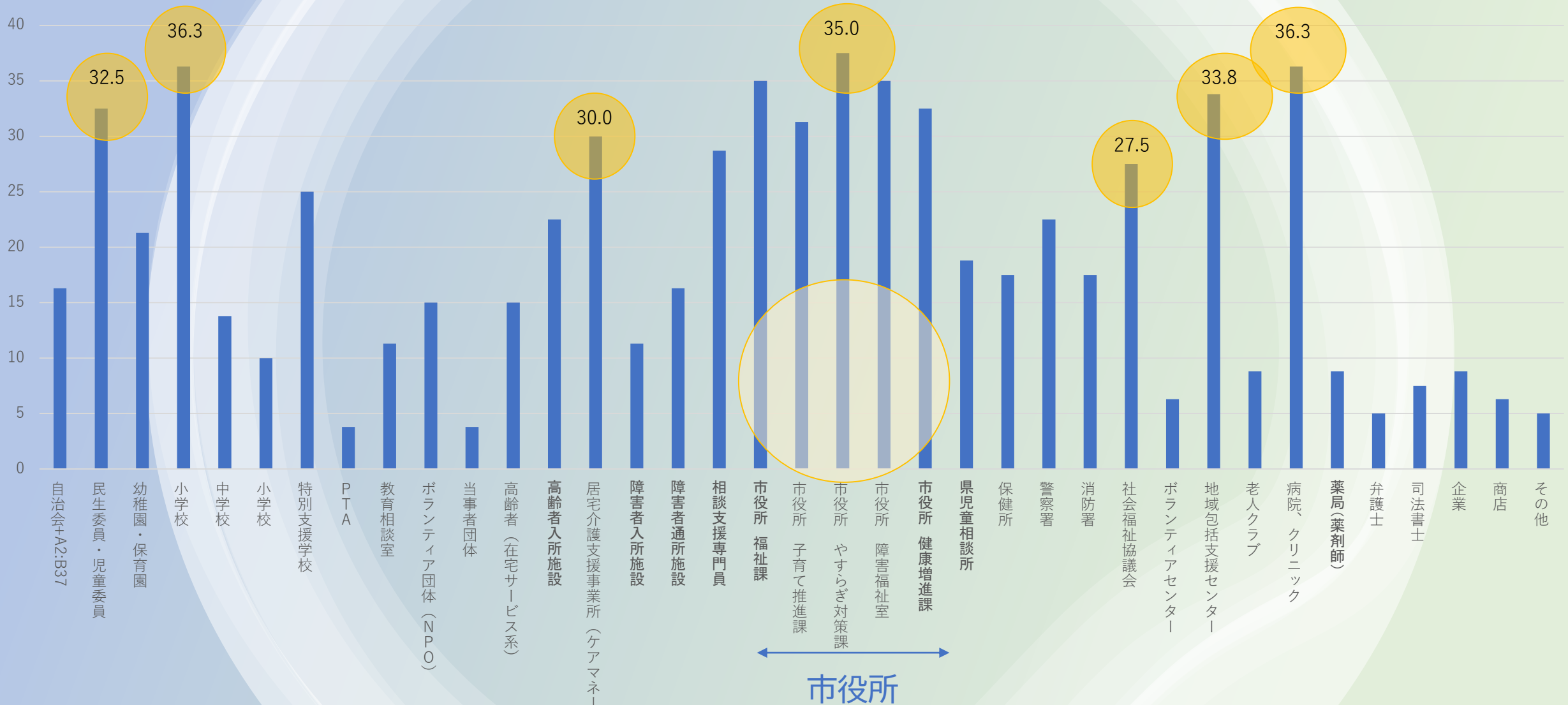
# 対応が難しいと感じた事例の生活課題

N=80



# 連携したいと思う団体や専門職

N = 80

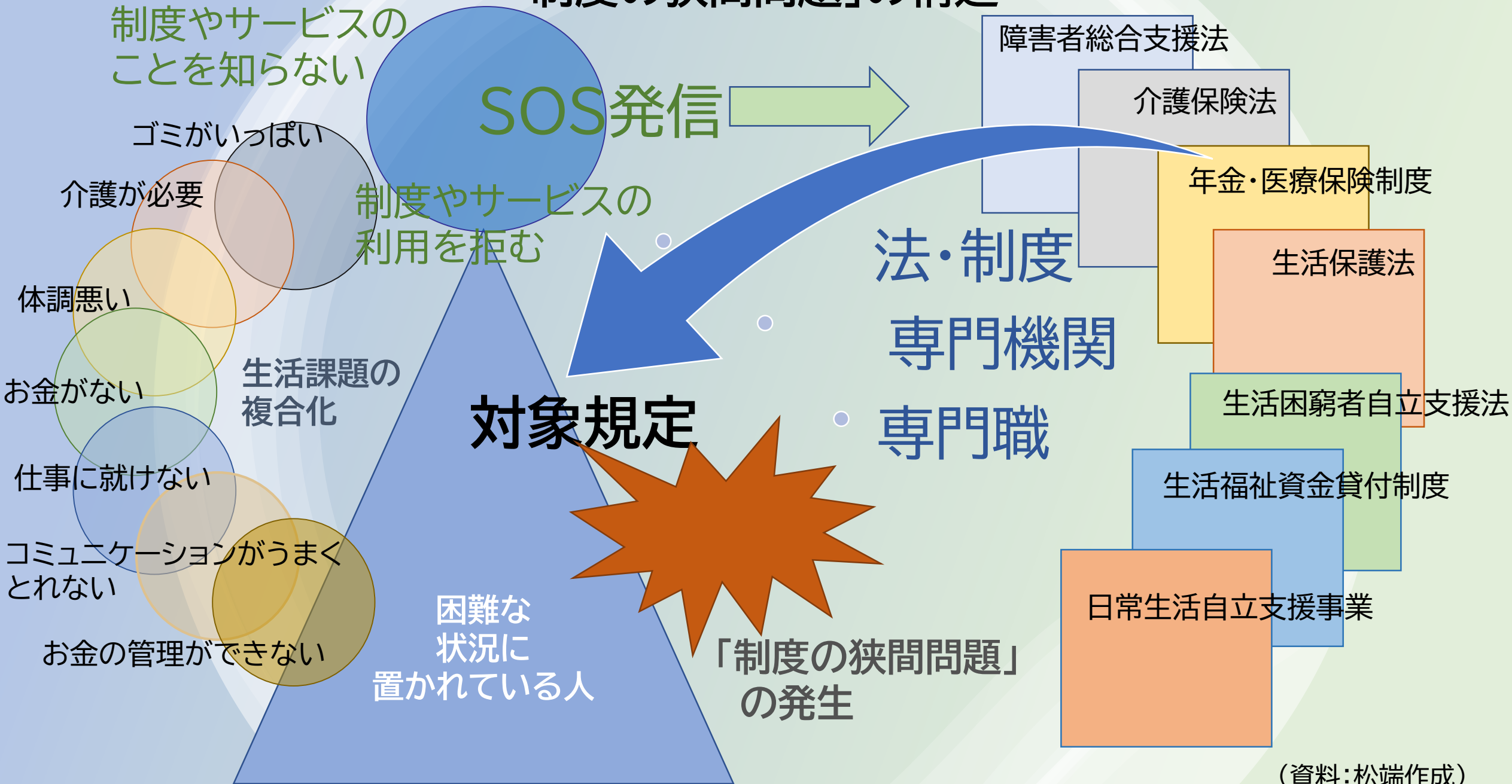


市役所

「第4次田辺市地域福祉計画策定に関する福祉関係専門職アンケート調査」

2021年10月より

# 「制度の狭間問題」の構造



# 包括支援体制のイメージ図

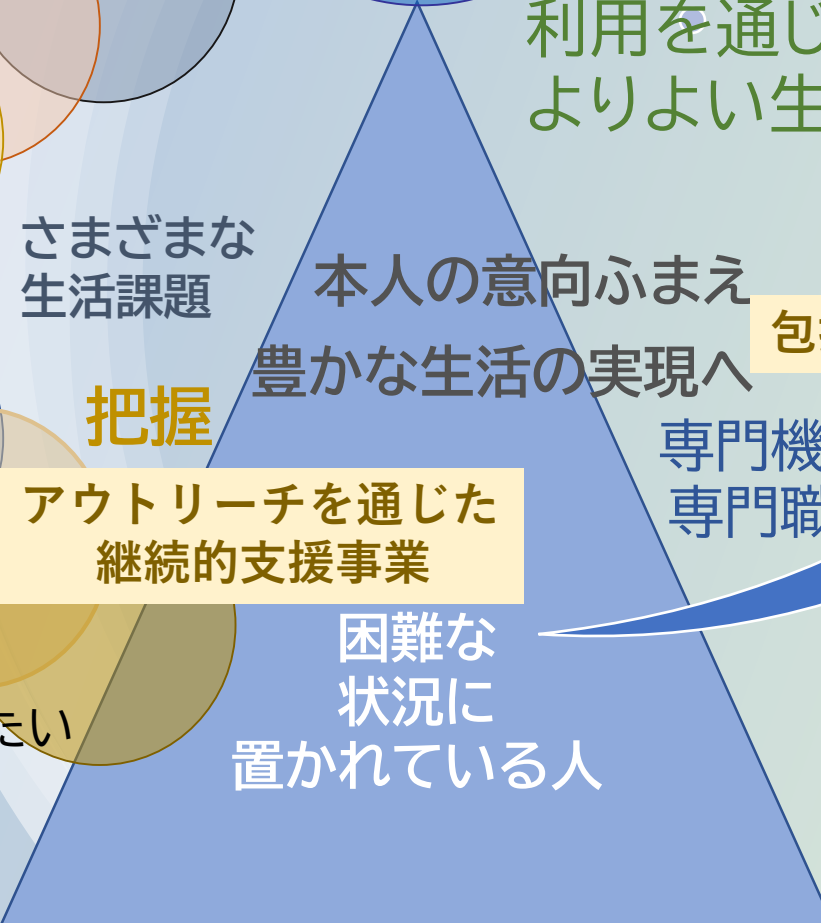
制度やサービスに関する情報の共有

- 働きたい
- 働きたいけど自信がない
- 役に立ちたい
- 人と関わりたい
- さみしい
- 出番がほしい
- 仲間と楽しみたい



SOS発信

制度やサービスの法・制度  
利用を通じて  
よりよい生活へ



さまざまな生活課題

本人の意向ふまえ  
豊かな生活の実現へ

把握  
アウトリーチを通じた  
継続的支援事業

専門機関  
専門職

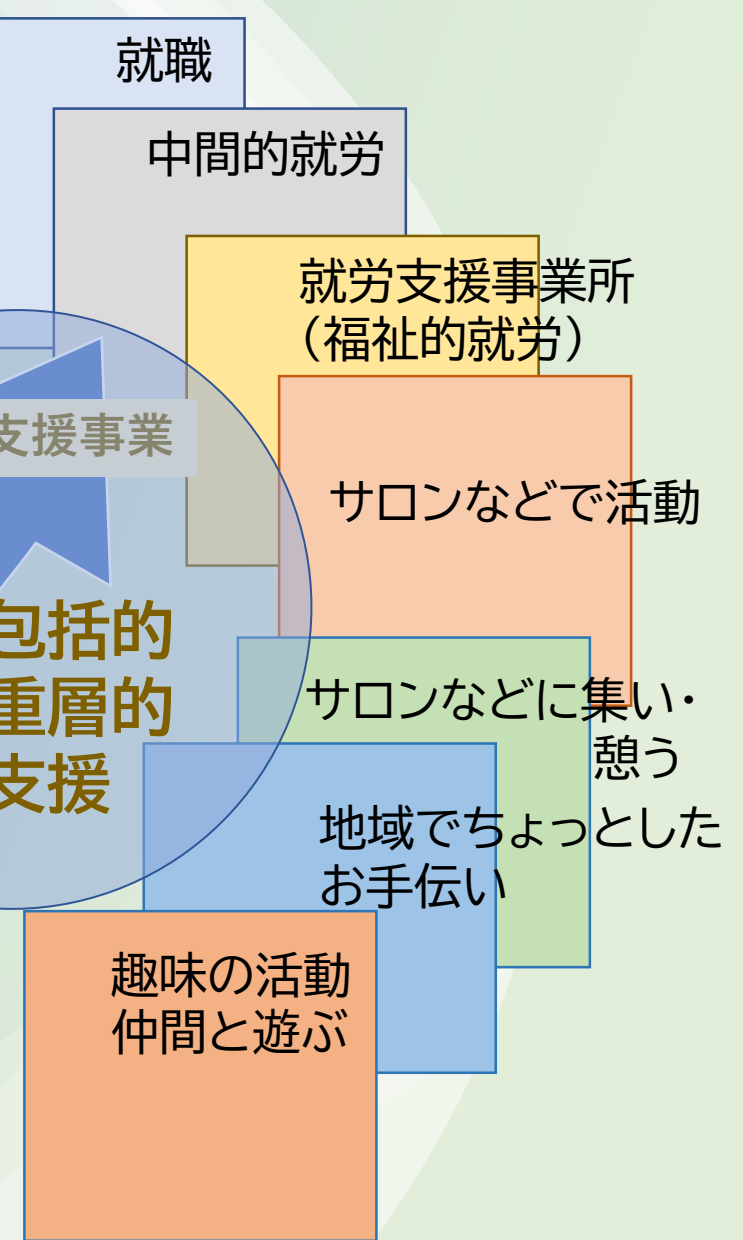
多機関協働事業

包括的相談支援事業

意思決定支援  
寄り添い型支援

包括的  
重層的  
支援

参加支援事業



就職

中間的就労

就労支援事業所  
(福祉的就労)

サロンなどで活動

サロンなどに集い・  
憩う

地域でちょっとした  
お手伝い

趣味の活動  
仲間と遊ぶ

(資料:松端作成)

# 個別支援～地域支援

## 個別支援

総合相談  
ワンストップ対応  
寄り添い型支援  
ソーシャルサポートネットワークづくり

…ニーズキャッチ

…多職種連携・異業種連携

重層的支援体制整備事業でタテ割を超えた連携・協働がどれだけ実践できるか!?

親密圏

“私たち”づくり

公共圏

コミュニティの形成

## 支援の舞台としての地域

支援のネットワークの形成

地域課題の把握 …地域アセスメント  
個々の住民の生活課題の集約

当事者の組織化  
地域組織化  
ボランティアの組織化 } 地域活動の組織化 (資源開発)

計画づくり

自治の形成

## 生活の舞台としての地域

懇談の場・機会  
対話と学び合い (討議・闘議・熟議)  
ソーシャルアクション (交渉・対決・闘争・運動)

地域のなかで住民が自分たちの生活をまもるためにどれだけ共同して自治的な実践できるか!?

## 地域支援

テキスト

# 『NHK社会福祉セミナー2022(4月～9月)』

NHK出版

## ◆松端克文「5月 地域福祉という考え方と実践」

NHKラジオ第2放送

1回 5月 7日 / 第2回 5月14日 / 第3回 5月21日 / 第4回 5月28日

放送 19:00～19:25

1回 5月 8日 / 第2回 5月15日 / 第3回 5月22日 / 第4回 5月29日

再放送 12:15～12:40

NHKラジオ らじる★らじる

[https://www.nhk.or.jp/radio/ondemand/detail.html?p=0143\\_01](https://www.nhk.or.jp/radio/ondemand/detail.html?p=0143_01)

